

堺市特別職報酬等審議会の答申について

本日、堺市特別職報酬等審議会（会長：近藤真司 大阪公立大学 経済学部教授）は、令和4年1月5日付で市長から諮問のあった「市長の退職手当制度のあり方」について、以下のとおり市長に答申を行いましたのでお知らせします。

○日時及び場所

日 時 令和5年3月28日（火） 午後4時から

場 所 堺市役所 本館4階 秘書課 第2応接室（堺市堺区南瓦町3-1）

○答申の内容

別添「答申書（写）」のとおり

○答申の概要

市長の退職手当制度は、現段階で早急に廃止するには至らない。ただし、例えば民間企業における役員の退職慰労金が廃止傾向にある状況などから考えると、今後議論の余地がある。

問
い
合
わ
せ
先

担 当 課: 総務局 人事部 労務課
電 話: 072-228-7407
ファックス: 072-228-8823



令和 5 年 3 月 28 日

堺 市 長
永 藤 英 機 様

堺市特別職報酬等審議会
会 長 近 藤 真 司



市長の退職手当制度のあり方について（答申）

令和 4 年 1 月 5 日付で、本審議会に対して市長から諮問のあった標記の件について、別添のとおり答申します。

答 申 書

堺市特別職報酬等審議会

答 申

本審議会は、令和4年1月5日付けで市長から「市長の退職手当制度のあり方」について諮問を受け、様々な視点や角度から慎重に審議し、各委員の討議の結果、本審議会として次のとおり答申する。

【答申内容】

市長の退職手当制度は、現段階で早急に廃止するには至らない。ただし、例えば民間企業における役員の退職慰労金が廃止傾向にある状況などから考えると、今後議論の余地がある。

【答申に至った理由】

退職手当の性格は、一般職の場合、勤続報償的、生活保障的、賃金後払い的な性格が不可分に混合しているものであるが、長期間の勤続に対する報償としての要素が強いものであると解されている。

一方、特別職である市長の場合は、複数回の任期の継続が予定されているわけではなく、任期が一般職に比べて短期間であること等を考慮すると、任期中の功労に対する報償という性格が極めて強いものと考えられる。

これら退職手当の性格について、委員間で確認したうえで、様々な視点や角度から慎重に審議を行った。

ア 市長の退職手当額を含めた一任期あたりの給与総額について

市長の退職手当制度のあり方の審議において、委員の多くは単に市長の退職手当制度を廃止した場合、その影響として一任期（4年）で受け取る給与総額が他の政令指定都市と比較して著しく低くなるといった意見であったため、まずは退職手当を含めた一任期あたりの給与総額の水準について審議を行った。

市長の給料や期末手当等を含めた年収に退職手当を含めた一任期あたりの給与総額について他の政令指定都市と比較したところ、政令指定都市20市中11位と概ね中位にある。

また、市長の退職手当額についても同様に他の政令指定都市と比較したところ、政令指定都市20市中15位と中位よりも下にあった。

職務職責の重さが単純に人口規模に比例するわけではないにしても、多くの人口を抱えた政令指定都市の市長の職務職責を考えると、それに見合った額を確保すべきといった意見が多く見られ、市長の現行の退職手当を含む一任期あたりの給与総額については妥当性があるとの結論に至った。

イ 市長の退職手当制度について

市長の退職手当制度について、仮に退職手当制度を廃止するのであれば、前記で妥当とされた一任期あたりの給与総額の水準を保つために、退職手

当を毎月の給料に振り分ける必要がある。そうすれば毎月の給料を相当増額させる必要があり、他の政令指定都市と比較して著しく高くなることから、一任期あたりの給与総額は他の政令指定都市と比較して中位であったとしても、給料月額が高いことだけをもって批判される恐れがあるのではないかといった意見があった。

一方で、任期が4年間の市長の退職手当の額と40年近く勤務した一般職の退職手当の額にあまり差がないことに違和感があるとの意見や、民間企業では、これまでの終身雇用制から短期間で転職をしていくスタイルに変化しつつあること及び退職慰労金を廃止し役員報酬に振り分けている傾向にあるところを見ると、現在の退職手当を含めた一任期あたりの給与総額が妥当であれば、退職手当として支給するにしても給料月額として支給するにしてもこだわる必要はないのではないかとの意見や、給料月額が高いことだけをもって批判を受けたとしても丁寧に説明することでその批判は回避できるのではないかとの意見もあった。

しかし、首長の退職手当制度を廃止している自治体は少数であり、現時点で市長の退職手当制度を廃止する積極的な理由は見当たらないのではないかとの意見や退職手当制度の有無だけで判断されるわけではないが、優秀な人材を確保するためには、市長の退職手当制度は残しておく必要があるといった意見もあった。

さらに、仮に市長に不祥事が起きた際に、退職手当であれば支給制限や返納を命令できる仕組みがあるが、退職手当を給料月額に振り分けると返納が困難になるため、退職手当制度には一定の合理性があるとの意見があった。

なお、堺市ではこれまでの市長が退職手当を受け取らないあるいは減額している事実が何期にも渡って先行しており、現市長が自身の判断で退職手当を受け取らないこととするのであれば、退職手当制度の廃止ではなく、特例条例で不支給とする方が現時点では妥当ではないかといった意見も見られた。

これらの意見を踏まえると、堺市が現時点で市長の退職手当制度を早急に廃止する理由は見当たらない。ただし、例えば民間企業において役員の退職慰労金が廃止傾向にあることや終身雇用制が変化しつつある社会情勢から考えると、市長の退職手当制度は恒久的な制度とも言えず、今後議論の余地がある。

堺市特別職報酬等審議会委員名簿

(委員は五十音順)

会 長	近 藤 真 司
職務代理者	池 田 辰 夫
委 員	有 吉 雅 子
委 員	隈 元 英 輔
委 員	篠 藤 敦 子
委 員	寺 下 三 郎
委 員	野 地 小百合
委 員	満 重 成 祥
委 員	三 原 寧 大
委 員	横 山 健